

報道関係者 各位

平成 25 年 12 月 17 日

【照会先】

労働基準局監督課(内線 5426)

課 長 美濃 芳郎

副主任中央労働基準監察監督官 鈴木 伸宏

中央労働基準監察監督官 梶原 慎志

課長補佐 佐藤 靖夫

労働基準局労働条件政策課賃金時間室(内線 5373)

大臣官房参事官 里見 隆治

室長補佐 久富 康生

<代表・直通電話>

(代表番号) 03(5253)1111

(監督課直通) 03(3595)3202

(賃金時間室直通) 03(3502)6757

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況

— 重点監督を実施した約 8 割の事業場に法令違反を指摘 —

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、平成 25 年 9 月に、以下の対策を行い、今般、その状況を取りまとめました。

第 1 過重労働重点監督の結果

- 平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に実施した「過重労働重点監督」(以下「重点監督」という。)の結果は、次のとおりです。(詳細は別紙 1)

【重点監督の結果のポイント】

- 重点監督の実施事業場 : 5,111 事業場
- 違反状況 : 4,189 事業場 (全体の 82.0%) に何らかの労働基準関係法令違反
 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - 違法な時間外労働があったもの 2,241 事業場 (43.8%)
 - 賃金不払残業があったもの 1,221 事業場 (23.9%)
 - 過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかったもの 71 事業場 (1.4%)
- 健康障害防止に係る指導状況 [(1)のうち、健康障害防止のため、指導票を交付した事業場] :
 - 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの 1,120 事業場 (21.9%)
 - 労働時間の把握方法が不適正なもの 1,208 事業場 (23.6%)
- 重点監督において把握した実態
 - 重点監督時に把握した、1 か月の時間外・休日労働時間が最長の者の実績 :
 80 時間超 1,230 事業場 (24.1%)
 うち 100 時間超 730 事業場 (14.3%)

このほかにも、労働者からの申告（労働基準法第 104 条に基づいて労働基準監督署（以下「監督署」という。）に違反の事実を申し立てるもの）を受け、申告監督を実施しています。（詳細は別紙 2）

重点監督及び申告監督において是正勧告等を行った、違反・問題等の主な事例は、以下のとおりです。（具体的な事例は別添）

〔違反・問題等の主な事例〕

- ① 長時間労働等により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、その後も、月 80 時間を超える時間外労働が認められた事例
- ② 社員の 7 割に及ぶ係長職以上の者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払っていなかった事例
- ③ 営業成績等により、基本給を減額していた事例
- ④ 月 100 時間を超える時間外労働が行われていたにもかかわらず、健康確保措置が講じられていなかった事例
- ⑤ 無料電話相談を契機とする監督指導時に、36 協定で定めた上限時間を超え、月 100 時間を超える時間外労働が行われていた事例
- ⑥ 労働時間が適正に把握できておらず、また、算入すべき手当を算入せずに割増賃金の単価を低く設定していた事例
- ⑦ 賃金が、約 1 年にわたる長期間支払われていなかったことについて指導したが、是正されない事例

2 これまで及び今後の対応

上記 1 の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。

是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認を行っていきます。

それでもなお、法違反を是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応します。

（送検した場合には、企業名等を公表します。）

今後とも、引き続き、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、監督指導をしっかりと行っていきます。

第 2 職場のパワーハラスメントの予防・解決への対応

パワーハラスメントによって若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発を行いました。

- 重点監督を実施した事業場に、パワーハラスメント対策の必要性を分かりやすく説明したリーフレット等を配布。
- 職場での実務に活用できる「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」を平成 25 年 10 月以降、全国 49 か所で開催。平成 25 年 12 月 3 日時点において、22 か所で開催し、1,552 人が参加。

重点監督及び申告監督における指導事例

事例１：長時間労働等により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、その後も、月 80 時間を超える時間外労働が認められた事例

【概要】

30 歳代前半の労働者から、長時間労働やパワーハラスメントが原因で精神障害になったとして労災請求があったことを契機に監督指導を実施したところ、以下の事実を確認した。

- ① 監督署が I D カード等の労働関係に関する書類を調査したところ、36 協定の上限時間を超え、最も長い者で月 80 時間を超える時間外労働が行われていたこと
- ② 時間外労働に係る割増賃金を定額の手当（最高 3 万円）で支払うこととし、労働時間の把握を行っていなかったが、労働時間を確認したところ、法定支給額に不足していたこと
- ③ 時間外・休日労働が月 80 時間を超える労働者に係る医師の面接指導等について、実績がなく、より積極的な運用が求められると判断されたこと

【監督署の指導内容】（現在、是正確認中）

- ①について、労働基準法第 32 条（労働時間）違反を是正勧告し、長時間労働の抑制を指導
- ②について、労働基準法第 37 条（割増賃金）違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導
- ③について、時間外・休日労働を月 80 時間を超えて行わせた労働者に対し、より積極的に面接指導等を実施することを指導

事例２：社員の 7 割に及ぶ係長職以上の者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払っていなかった事例

【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

- ① 会社は、正社員のうち 7 割程度を占める係長職以上の労働者（半数程度が 20 歳代）を、労働基準法第 41 条第 2 号に基づく管理監督者として取り扱っていたが、監督署が係長職以上の労働者の職務内容、責任と権限、勤務態様、賃金の処遇等を確認したところ、労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者とは認められなかったこと
- ② 当該管理監督者とされていた労働者について、労働時間管理が適正に行われておらず、また、時間外労働に係る割増賃金が支払われていなかったこと

【監督署の指導内容】（一部、是正済み）

- ①について、係長職以上の労働者について労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者に該当しないとして、管理監督者の範囲を全社的に見直し、必要な改善を図ることを指導
- ②について、労働基準法第 37 条（割増賃金）違反を是正勧告するとともに、関係記録の精査や労働者への聴取などを行い、賃金不払残業が明らかになった場合には適正な割増賃金を支払うことを指導

（指導を受け、会社は②について実態調査し、適正な割増賃金を支払った。
なお、①は是正確認中）

事例 3：営業成績等により、基本給を減額していた事例

【概要】

会社の労働者の平均年齢は、20 歳代後半。
監督指導時に確認した事実以下のとおり。

- ① 商品売上額や在庫管理状況が不良の場合に、**基本給を減額する制度**（基本給×マイナス〇%とする規定や、マイナス〇万円とする規定）を設けており、**基本給の一部が支払われていない月が認められたこと**
- ② 会社は、始業・終業時刻を静脈認証により把握し、時間外労働を労働者からの残業申請により管理していると説明したが、監督署が調査したところ、**静脈認証と残業申請の記録に乖離が生じており、会社の人事労務責任者もその乖離についての合理的な説明ができなかったこと**

【監督署の指導内容】（是正済み）

①について、労働基準法第 16 条（賠償予定の禁止）、第 24 条（賃金の支払）違反を是正勧告し、当該制度の即時改善を指導

②について、賃金不払残業の有無に関する実態調査を行い、賃金不払残業が明らかになった場合には適正な割増賃金を支払うことを指導

（指導を受け、会社は①の制度を廃止するとともに、②について実態調査し、適正な割増賃金を支払った）

事例 4：月 100 時間を超える時間外労働が行われていたにもかかわらず、健康確保措置が講じられていなかった事例

【概要】

会社の労働者の平均年齢は、20 歳代後半。
監督指導時に確認した事実以下のとおり。

- ① 監督署が静脈認証システムの労働時間記録等の関係書類を調査したところ、36 協定の特別条項の上限時間を超え、最も長い者で**月 100 時間を超える時間外労働が行われていたこと**
- ② 時間外労働に係る**割増賃金は定額**で支払われているが、把握した労働時間と突き合わせをしておらず、**支給額に不足が生じていたこと**
- ③ **衛生委員会が設置されておらず、長時間労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立について、調査審議されていなかったこと**。また、時間外・休日労働が月 80 時間を超える労働者に係る**医師の面接指導等について、実績がなく、より積極的な運用が求められると判断されたこと**

【監督署の指導内容】（一部、是正済み）

①について、労働基準法第 32 条（労働時間）違反を是正勧告するとともに、長時間労働の抑制を指導

②について、労働基準法第 37 条（割増賃金）違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

③について、労働安全衛生法第 18 条（衛生委員会の付議事項）違反を是正勧告するとともに、衛生委員会において、長時間労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立について速やかに調査審議を行い、必要な措置を講ずることを指導。また、時間外・休日労働が月 80 時間を超えていた労働者に対し、より積極的に面接指導等を実施することを指導

（指導を受け、会社は②について実態調査し、適正な割増賃金を支払った。
なお、①、③は是正確認中）

事例 5：無料電話相談を契機とする監督指導時に、36 協定で定めた上限時間を超え、月 100 時間を超える時間外労働が行われていた事例

【概要】

9 月 1 日の無料電話相談において、20 歳代の正社員から、月 150 時間もの残業を行っているとの情報提供を受け、監督指導を実施したところ、以下の事実を確認した。

- ① タイムカード等の関係書類を調査したところ、36 協定の特別条項の上限時間を超え、**正社員**では最も長い者で**月 84 時間の時間外労働**が行われており、また、**パート社員**の中には、**月 170 時間もの時間外労働**を行っていた者もいたこと。
- ② 時間外・休日労働が月 80 時間を超える労働者に係る**医師の面接指導等**について、パート社員は対象としておらず、また、**正社員を含めて実績がなく**、より積極的な運用が求められると判断されたこと

【監督署の指導内容】（是正済み）

①について、労働基準法第 32 条（労働時間）違反を是正勧告するとともに、長時間労働の抑制を指導

②について、時間外・休日労働を月 80 時間を超えて行わせた労働者に対し、より積極的に面接指導等を実施することを指導

（指導を受け、会社は、①について、仕事の分担を見直すなどにより、時間外労働を削減するとともに、②の対象者に面接指導等を実施した）

事例 6：労働時間が適正に把握できておらず、また、算入すべき手当を算入せずに割増賃金の単価を低く設定していた事例

【概要】

会社の労働者の平均年齢は、20 歳代後半。
監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

- ① 時間外労働に係る割増賃金の単価計算において、**算入すべき手当**（業務手当、地域手当、付加手当、住宅手当（一律支給のもの）（若手社員では賃金の約 2 割 5 分に相当））を**算入せず、割増賃金の単価が低く設定**されていたこと
- ② 会社は、始業・終業時刻をタイムカードにより把握し、時間外労働を労働者からの残業申請により管理していると説明したが、監督署が調査したところ、**タイムカードと残業申請の記録に大幅な乖離が生じており**、会社の人事労務責任者もその乖離についての合理的な説明ができなかったこと

【監督署の指導内容】（是正済み）

①について、労働基準法第 37 条（割増賃金）違反を是正勧告し、割増賃金の単価計算に含めるべき手当を算入の上、適正な割増賃金を支払うことを指導

②について、賃金不払残業の有無に関する実態調査を行い、賃金不払残業が明らかになった場合には適正な割増賃金を支払うことを指導

（指導を受け、会社は①、②ともに過去 2 年分を調査し、適正な割増賃金を支払った）

事例 7：賃金が、約 1 年にわたる長期間支払われていなかったことについて指導したが、是正されない事例

【概要】

20 歳代の元労働者より、約 8 か月間も定期賃金が支払われていないことを理由に退職し、その後請求するもほとんど支払われないとの申告を受け、監督指導を実施したところ、以下の事実を確認した。

- ① 申告人の申し立てどおり、定期賃金について、約 8 か月間にわたり所定の支払日に一部しか支払われていなかったこと。指導時においてもその大半について支払われないままとなっていること
- ② 申告人以外の労働者・元労働者に対しても、最大約 11 か月間の定期賃金不払いがあり、現在も賃金の多くが支払われないままやむを得ず働いている者がいること

※ 新たな採用・募集も行われていた。（現在は行われていない。）

【監督署の指導内容】（是正の見込みがないため、送検に向けて対応）

①、②について、労働基準法第 24 条（賃金の支払）及び最低賃金法第 4 条（最低賃金の効力）違反を是正勧告し、申告人を含む全労働者の不払となっている賃金の支払いを指導した。

別 紙

別紙 1 「過重労働重点監督月間」における「重点監督」実施状況

別紙 2 「過重労働重点監督月間」における申告受理・申告監督
実施状況等

「過重労働重点監督月間」における「重点監督」実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 「重点監督」実施状況

「過重労働重点監督月間」中、5,111 事業場に対し重点監督を実施し、4,189 事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 2,241 事業場、賃金不払残業があったものが 1,221 事業場であった。

表 1 「重点監督」実施件数等

事項 業種		重点監督実施 事業場数 (注1)	何らかの労働基 準関係法令違反 があった事業場 数	違反事項		
				労働時間 (注2)	賃金不払残業 (注3)	健康障害防止 対策(注4)
合計		5,111 (100.0%)	4,189 (82.0%)	2,241 (43.8%)	1,221 (23.9%)	71 (1.4%)
主な業種	製造業	1,501(29.4%)	1,222	647	233	39
	建設業	208(4.1%)	164	88	77	1
	運輸交通業	574(11.2%)	491	326	105	3
	商業	987(19.3%)	821	428	321	4
	金融・広告業	106(2.1%)	80	36	34	1
	教育・研究業	147(2.9%)	118	65	35	3
	保健衛生業	506(9.9%)	423	171	127	6
	接客娯楽業	381(7.5%)	335	198	141	2
	その他の事業	515(10.1%)	396	218	112	10

(注 1) 主な業種は重点監督実施事業場数が 100 を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) 労働基準法第 32 条違反 [36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。] の件数を計上している。

(注 3) 労働基準法第 37 条 (割増賃金) 違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している [計算誤り等は含まない。]。

(注 4) 労働安全衛生法第 18 条違反 [労働安全衛生規則第 22 条 (衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。) 及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反 [1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。] を計上している。

※ 重点監督については、9 月 1 日に実施した無料電話相談も含め、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて、より深刻・詳細な情報のあった事業場を優先して監督の対象としているため、何らかの労働基準関係法令違反があった事業場の比率が 82.0% (平成 24 年の定期監督等における比率は 68.4%)、労働時間の違反のあった事業場の比率が 43.8% (同 21.4%) と高くなっている。

表 1-2 「過重労働重点監督」のうち、離職率を勘案し監督対象を選定したもの

事項 業種		重点監督実施 事業場数	何らかの労働基 準関係法令違反 があった事業場 数	違反事項		
				労働時間 (注 2)	賃金不払 残業 (注 3)	健康障害 防止対策 (注 4)
合計		122(100.0%)	105(86.1%)	55(45.1%)	21(17.2%)	2(1.6%)
主 な 業 種	製造業	2(1.6%)	2	1	0	0
	建設業	2(1.6%)	2	1	0	0
	商業	44(36.1%)	38	21	10	1
	金融・広告業	6(4.9%)	5	4	0	0
	通信業	1(0.8%)	1	0	0	0
	教育・研究業	13(10.7%)	11	7	0	0
	保健衛生業	1(0.8%)	0	0	0	0
	接客娯楽業	9(7.4%)	8	5	2	1
	その他の事業	44(36.1%)	38	16	9	0

(注 1) 主な業種は、重点監督実施事業場数が 0 のものは計上していない。

(注 2) から (注 4) については、表 1 に同じ。

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 1,120 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	面接指導等の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注 4）
1, 120	648	590	362

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注 3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会等で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注 4）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導

重点監督実施事業場のうち 1,208 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 4-1 参照）に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 3 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2（1））	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2（5））	労使協議組織の活用（基準 2（6））
		自己申告制の説明（基準 2（3）ア）	実態調査の実施（基準 2（3）イ）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2（3）ウ）		
1, 208	735	183	361	96	90	11

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 4-1）のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

重点監督実施時に時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、1,230 事業場で 1 か月 80 時間を超えており、そのうち 730 事業場で 1 か月 100 時間を超えていた。

表 4 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

把握していない	時間外労働なし	1 月当たり 45 時間以下	1 月当たり 45 時間超え 80 時間以下	1 月当たり 80 時間超え 100 時間以下	1 月当たり 100 時間超え
17	348	2, 225	1, 291	500	730

「過重労働重点監督月間」における申告受理・申告監督実施状況等

○ 申告受理・申告監督実施状況

「過重労働重点監督月間」中に、2,495 件の申告を受理した。

また、重点監督以外にも、「過重労働重点監督月間」中に、2,094 事業場に対して申告監督を実施し、1,491 事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。

表 5 申告受理・申告監督実施状況

業種 事項	申告受理 件数	申告監督 実施事業場数 (注 1)	何らかの労働 基準関係法令 違反があった 事業場数	違反事項			
				労働時間 (注 2)	割増賃金 (注 3)	賃金不払 (注 4)	解雇 (注 5)
合計	2,495 (100.0%)	2,094	1,491 (71.2%)	77 (3.7%)	348 (16.6%)	954 (45.6%)	176 (8.4%)
製造業	282(11.3%)	237	184	16	45	110	26
鉱業	1(0.04%)	3	2	0	0	0	2
建設業	404(16.2%)	301	211	3	26	170	21
運輸交通業	220(8.8%)	203	154	14	47	81	12
貨物取扱業	13(0.5%)	8	7	0	1	3	1
農林業	23(0.9%)	19	17	0	0	12	4
畜産・水産業	9(0.4%)	8	4	0	0	3	0
商業	452(18.1%)	387	275	15	67	168	47
金融・広告業	48(1.9%)	44	34	1	4	29	2
映画・演劇業	2(0.08%)	4	4	0	1	3	1
通信業	8(0.3%)	4	2	0	1	1	0
教育・研究業	53(2.1%)	40	28	3	8	18	2
保健衛生業	180(7.2%)	153	108	9	35	54	19
接客娯楽業	393(15.8%)	353	251	6	67	178	20
清掃・と畜業	76(3.0%)	61	40	3	12	22	5
官公署	2(0.08%)	2	1	0	0	1	0
その他の事業	329(13.2%)	267	169	7	34	101	14

(注 1) 9 月に申告監督を実施した事業場数であり、申告受理件数の内数ではない。

(注 2) 労働基準法第 32 条違反〔36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注 3) 労働基準法第 37 条（割増賃金）違反を計上している。

(注 4) 労働基準法第 24 条及び最低賃金法第 4 条違反件数を計上している。

(注 5) 労働基準法第 19 条違反〔解雇してはならない期間（業務上疾病の療養中等）に解雇したもの。〕及び労働基準法第 20 条違反〔解雇するに当たり、少なくとも 30 日以上前に予告をしていないものや、予告期間が 30 日に満たない場合で解雇予告手当を支払っていないもの。〕を計上している。

参 考 資 料

参考資料 1	無料電話相談の実施結果（確報）	… 12
参考資料 2	監督業務実施状況	… 14
参考資料 3	関係法令（労働基準法、労働安全衛生法等）	… 17
参考資料 4－1	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準	… 19
参考資料 4－2	過重労働による健康障害防止のための総合対策	… 20
参考資料 4－3	賃金不払残業総合対策要綱	… 22
参考資料 4－4	賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針	… 23

無料電話相談の実施結果（確報）

1 全国の相談件数

総相談件数	1,044 件
-------	---------

（総相談件数のうち、「過重労働重点監督月間」中に監督指導を実施した件数 165 件）

2 相談者の属性

労働者	労働者の家族	その他
718 件 (68.8%)	223 件 (21.4%)	103 件 (9.9%)

3 相談の対象となった労働者の年齢

19 才以下	20～29 才	30～39 才	40～49 才	50～59 才	60 才以上	不明
13 件 (1.2%)	252 件 (24.1%)	255 件 (24.4%)	182 件 (17.4%)	68 件 (6.5%)	65 件 (6.2%)	209 件 (20.0%)

4 相談の対象となった労働者の雇用形態

正社員	期間契約社員	パート・ アルバイト	派遣労働者	その他	不明
758 件 (72.6%)	76 件 (7.3%)	81 件 (7.8%)	21 件 (2.0%)	39 件 (3.7%)	69 件 (6.6%)

5 相談の対象となった労働者が勤務する事業場の業種

製造業	鉱業	建設業	運輸 交通業	貨物 取扱業	農林業	畜産・ 水産業	商業	金融・ 広告業
213 件 (20.4%)	1 件 (0.1%)	54 件 (5.2%)	62 件 (5.9%)	13 件 (1.2%)	3 件 (0.3%)	4 件 (0.4%)	208 件 (19.9%)	45 件 (4.3%)
映画・ 演劇業	通信業	教育・ 研究業	保健 衛生業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	官公署	その他 の事業	不明
4 件 (0.4%)	20 件 (1.9%)	39 件 (3.7%)	78 件 (7.5%)	96 件 (9.2%)	22 件 (2.1%)	5 件 (0.5%)	108 件 (10.3%)	69 件 (6.6%)

6 相談の対象となった労働者の勤務する事業場の規模

10 人未満	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上	不明
121 件 (11.6%)	209 件 (20.0%)	127 件 (12.2%)	113 件 (10.8%)	116 件 (11.1%)	77 件 (7.4%)	281 件 (26.9%)

7 相談内容（複数回答）

長時間・ 過重労働（１）	賃金不払 残業（２）	その他の 賃金不払	休日・休暇	解雇・ 雇止め	最低賃金	その他の 労働条件
416 件 (39.8%)	560 件 (53.6%)	79 件 (7.6%)	107 件 (10.2%)	41 件 (3.9%)	12 件 (1.1%)	99 件 (9.5%)
パワハラ	セクハラ	その他の 職場いじめ	その他			
163 件 (15.6%)	13 件 (1.2%)	45 件 (4.3%)	168 件 (16.1%)			

注：（ ）内は、総相談件数 1,044 件に対する割合である。

（１） 相談内容「長時間・過重労働」のうち、相談者が申し立てた 1 か月の総時間外労働時間

45 時間 以下	45 時間超 ～60 時間	60 時間超 ～80 時間	80 時間超 ～100 時間	100 時間超	不明
16 件 (3.8%)	41 件 (9.9%)	81 件 (19.5%)	95 件 (22.8%)	176 件 (42.3%)	7 件 (1.7%)

注：（ ）内は、「長時間・過重労働」の相談件数 416 件に対する割合である。

（２）－① 相談内容「賃金不払残業」のうち、相談者が申し立てた賃金不払残業の態様

残業手当 一切なし	残業手当の一部不払					その他
	小計	残業手当の 一律カット	残業手当の 定額払	時間管理 不適切	その他	
191 件 (34.1%)	342 件 (61.1%)	75 件 (13.4%)	104 件 (18.6%)	112 件 (20.0%)	51 件 (9.1%)	27 件 (4.8%)

注：（ ）内は、「賃金不払残業」の相談件数 560 件に対する割合である。

（２）－② 相談内容「賃金不払残業」のうち、相談者が残業手当の不払いがあるとして申し立てた時間外労働時間（1 か月当たり）

20 時間 未満	20 時間以上 40 時間未満	40 時間以上 60 時間未満	60 時間以上 80 時間未満	80 時間以上 100 時間未満	100 時間 以上	不明
72 件 (12.9%)	119 件 (21.3%)	113 件 (20.2%)	84 件 (15.0%)	57 件 (10.2%)	90 件 (16.1%)	25 件 (4.5%)

注：（ ）内は、「賃金不払残業」の相談件数 560 件に対する割合である。

これまでの取組

監督業務実施状況

○監督種別別監督指導件数

監督種別 年	定期監督等	申告監督	再監督	臨検監督計
平成22年	128,959	33,077	12,497	174,533
平成23年	132,829	29,442	13,261	175,532
平成24年	134,295	25,418	13,807	173,520

- (注) 1 「定期監督等」とは、毎月一定の計画に基づいて実施する定期監督のほか、労働災害に係る原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う災害時監督、災害調査を含むものである。
- 2 「申告監督」とは、労働者からの申告に基づいて実施する監督のことである。
- 3 「再監督」とは、法違反の是正の有無を確認するために再行監督のことである。

(参考資料 2)

○定期監督等実施状況・法違反状況

年	事項	定期監督等 実施事業場数	違反事業場数	違反率	違反状況		
					労働条件の明示 (労基法第15条)	労働時間 (労基法第32条・ 40条)	割増賃金 (労基法第37条)
平成22年		128,959	86,075	66.7%	14,816	28,691	21,826
平成23年		132,829	89,586	67.4%	14,808	29,412	21,143
平成24年		134,295	91,796	68.4%	14,415	28,726	20,156

(注) 1 「違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。
2 「違反状況」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。(労基法＝労働基準法)

○申告処理状況

年	事項	申告受理件数	申告監督実施 事業場数	違反事業場数	違反率	主要申告事項	
						賃金不払	解雇
平成22年		38,148	33,077	23,624	71.4%	31,852	6,945
平成23年		35,263	29,442	21,371	72.6%	29,823	6,387
平成24年		31,352	25,418	18,265	71.9%	26,834	5,248

(注) 1 「違反事業場数」は、申告事項に係る違反が認められた事業場数である。
2 「主要申告事項」は、重複がありうる。

労働基準法・最低賃金法違反送検事件状況（平成22年～24年）

	送検件数合計 (※1)	労働基準法等違反件数 (全件数に占める割合)		
		第24条(※2) 最賃法第4条	第32条(※2)	第37条(※2)
		賃金の支払	労働時間	割増賃金
平成22年	1,157 (100%)	589 (50.9%)	38	37
平成23年	1,064 (100%)	522 (49.1%)	36	38
平成24年	1,133 (100%)	515 (45.5%)	36	39

- (※1) 1つの事案で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。
- (※2) 賃金・労働時間の件数を抜粋して計上しているため、これらの件数の合計と労働基準法違反件数とは一致しない(労働基準法違反件数には、賃金・労働時間以外の違反の件数も含まれる)。

【労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）】

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

4 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

【労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）】

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

【労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）】

第二十二条 法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

【労働安全衛生規則】

第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

第五十二条の三 面接指導は、前条第一項の要件に該当する労働者の申出により行うものとする。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準

(平成 13 年 4 月 6 日付け基発第 339 号)

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有していることは明らかである。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用に伴い、割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

こうした中で、中央労働基準審議会においても平成 12 年 1 月 30 日に「時間外・休日・深夜労働の割増賃金を含めた賃金を全額支払うなど労働基準法の規定に違反しないようにするため、使用者が始業、終業時刻を把握し、労働時間を管理することを同法が当然の前提としていることから、この前提を改めて明確にし、始業、終業時刻の把握に関して、事業主が講ずべき措置を明らかにした上で適切な指導を行うなど、現行法の履行を確保する観点から所要の措置を講ずることが適当である。」との建議がなされたところである。

このため、本基準において、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにすることにより、労働時間の適切な管理の促進を図り、もって労働基準法の遵守に資するものとする。

1 適用の範囲

本基準の対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場とすること。

また、本基準に基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、いわゆる管理監督者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除くすべての者とする。

なお、本基準の適用から除外する労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

2 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これ

を記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。

イ タイムカード、ＩＣカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記（２）の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。

ウ 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

(4) 労働時間の記録に関する書類の保存

労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、3 年間保存すること。

(5) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(6) 労働時間短縮推進委員会等の活用

事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間短縮推進委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

過重労働による健康障害防止のための総合対策

(平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号)

1 目的

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、この医学的知見を踏まえると、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

このため、厚生労働省においては、平成 14 年 2 月から「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（以下「旧総合対策」という。）に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、今般、働き方の多様化が進む中で、長時間労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しており、これに的確に対処するため、必要な施策を整備充実する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の改正が行われたところである。

本総合対策は、今回の労働安全衛生法等の改正の趣旨を踏まえ、旧総合対策に基づく措置との整合性、一貫性を考慮しつつ、事業者が講ずべき措置（別添「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」をいう。以下同じ。）を定めるとともに、当該措置が適切に講じられるよう国が行う周知徹底、指導等の所要の措置をとりまとめたものであり、これらにより過重労働による健康障害を防止することを目的とするものである。

2 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等の周知徹底

都道府県労働局及び労働基準監督署は、集団指導、監督指導、個別指導等のあらゆる機会を通じて、リーフレット等を活用した周知を図るとともに、キャンペーン月間の設定等により、事業者が講ずべき措置の内容について、事業者に広く周知を図ることとする。

なお、この周知に当たっては、関係事業者団体等並びに都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センター等も活用することとする。

併せて、過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業、平成 16 年 6 月に公開した労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト等の活用促進のための周知も図ることとする。

3 過重労働による健康障害防止のための窓口指導等

(1) 36 協定における時間外労働の限度時間に係る指導の徹底

ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条に基づく協定（以下「36 協定」という。）の届出に際しては、労働基準監督署の窓口において次のとおり指導を徹底する。

(ア) 「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」

（平成 10 年労働省告示第 154 号。以下「限度基準」という。）に規定する限度時間を超える 36 協定については、限度時間を遵守するよう指導を行う。特に、限度基準第 3 条ただし書又は第 4 条に定める「特別の事情」を定めた 36 協定については、この「特別の事情」が臨時的なものに限られるものとするよう指導する。また、過重労働による健康障害を防止する観点から、限度時間を超える一定の時間まで延長する労働時間をできる限り最小限のものとするようリーフレット等を活用し指導する。

(イ) 限度基準に適合し、月 45 時間を超える時間外労働を行わせることが可能である 36 協定であっても、実際の時間外労働については月 45 時間以下とするようリーフレット等を活用し指導する。

(ウ) 休日労働を行うことが可能な 36 協定であっても、実際の休日労働をできる限り最小限のものとするようリーフレット等を活用して指導する。

イ 限度基準に規定する限度時間を超える 36 協定について、労働者代表からも事情を聴取した結果、労使当事者間の検討が十分尽くされていないと認められた場合などには、協定締結当事者である労働者側に対しても必要な指導を行う。

(2) 裁量労働制に係る周知指導

裁量労働制に係る届出に際しては、労働基準監督署の窓口において、リーフレット等を活用して、事業者が講ずべき措置の内容を周知指導する。

(3) 労働時間等の設定の改善に向けた自主的取組の促進に係る措置

限度基準に規定する限度時間を超える時間外労働を行わせることが可能な 36 協定を締結している事業場であって、労働時間等の設定の改善に向けた労使による自主的取組の促進を図ろうとするものに対し、都道府県労働局に配置されている労働時間設定改善コンサルタ

ントの活用が図られるよう措置する。

4 過重労働による健康障害防止のための監督指導等

時間外・休日労働時間（休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいう。以下同じ。）が月 45 時間を超えているおそれがある事業場に対しては、次のとおり指導する。

- (1) 産業医、衛生管理者、衛生推進者等の選任及び活動状況並びに衛生委員会等の設置及び活動状況を確認し、必要な指導を行う。
- (2) 健康診断、健康診断結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置、保健指導等の実施状況について確認し、必要な指導を行う。
- (3) 労働者の時間外・休日労働時間の状況を確認し、面接指導等（医師による面接指導及び面接指導に準ずる措置をいう。以下同じ。）及びその実施後の措置等（別添の 5 の（2）のアに掲げる措置をいう。）を実施するよう指導を行う。
- (4) （3）の面接指導等が円滑に実施されるよう、手続等の整備（別添の 5 の（2）のイに掲げる措置をいう。）の状況について確認し、必要な指導を行う。
- (5) 事業者が（3）の面接指導等（別添 5 の（2）のアの（ア）の①から③までに掲げる措置に限る。）に係る指導に従わない場合には、労働安全衛生法第 66 条第 4 項に基づき、当該面接指導等の対象となる労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数、過去の健康診断及び面接指導の結果等を踏まえた労働衛生指導医の意見を聴き、臨時の健康診断の実施を指示するとともに、厳正な指導を行う。
- (6) 事業場が常時 50 人未満の労働者を使用するものである場合であって、近隣に専門的知識を有する医師がいない等の理由により、事業者自ら医師を選任し、面接指導を実施することが困難なときには、地域産業保健センターの活用が可能であることを教示する。
- (7) 上記のほか、長時間労働の抑制を図るため、36 協定により定められた延長することができる時間を超えて時間外労働が行われている場合や限度基準に適合していない場合などのほか、中小事業主以外の事業主に係る労働基準法第 37 条第 1 項ただし書に規定する割増賃金が支払われていないなどの場合には、必要な指導を行う。

5 過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止対策を徹底するための指導等

- (1) 過重労働による業務上の疾病が発生させた事業場に対する再発防止対策の徹底の指導

過重労働による業務上の疾病が発生させた事業場については、当該疾病の原因の究明及び再発防止の措置を行うよう指導する。

- (2) 司法処分を含めた厳正な対処

過重労働による業務上の疾病が発生させた事業場であって労働基準関係法令違反が認められるものについては、司法処分を含めて厳正に対処する。

賃金不払残業総合対策要綱

(平成15年5月23日付け基発第0523003号)

1 趣旨

賃金不払残業（所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせること。以下同じ。）は、労働基準法に違反する、あってはならないものであり、その解消を図るために、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」

（平成13年4月6日付け基発第339号。以下「労働時間適正把握基準」という。）を発出し、使用者に適正に労働時間を管理する責務があることを改めて明らかにするとともに、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等を具体的に示したところであり、厚生労働省としても、その遵守徹底に努めてきたところである。

しかしながら、現状をみると、未だ労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用など使用者が適正に労働時間を管理していないことを原因とする割増賃金の不払いなどの状況もみられるところである。

このため、事業場における賃金不払残業の実態を最もよく知る立場にある労使に対して主体的な取組を促すとともに、これまでの厚生労働省による対応をさらに強化することにより、適正な労働時間の管理を一層徹底するとともに、賃金不払残業の解消を図ることとする。

2 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の策定

適正に労働時間を管理するために労使関係者が講ずべき事項を盛り込んだ「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」を策定し、企業の本社と労働組合等の主体的取組を促すとともに、労働相談、集団指導、監督指導等あらゆる機会を通じて、使用者、労働者等に幅広く周知を図る。

3 「賃金不払残業解消キャンペーン月間」の実施

「賃金不払残業解消キャンペーン月間」を設定し、賃金不払残業の解消と適正な労働時間の管理に向けたキャンペーン活動を実施し、労使の主体的取組を促す。

4 都道府県レベルでの労使当事者の意識改革の推進

地域産業労働懇談会など都道府県単位で労使の参集を得る場を活用し、労働時間の管理の適正化の周知徹底と気運の醸成を図る。

5 的確な監督指導等の実施と「賃金不払残業重点監督月間」の設定

(1) 的確な監督指導等の実施

本省、都道府県労働局、労働基準監督署が一体となって労働時間適正把握基準の周知徹底を行うとともに、的確な監督指導を実施し、特に法違反が認められかつ重大悪質な事案については、司法処分を含め厳正に対処する。

本社等において各部署に対して適正な労働時間の管理について一定の指示等を行っているにもかかわらず、各部署において賃金不払残業の疑いがある場合には、監督指導時に、必要に応じ、労働組合等からも事情を聴き、その実態を十分に把握した上で、改善指導を行う。

(2) 「賃金不払残業重点監督月間」の設定

「賃金不払残業重点監督月間」を設定し、賃金不払残業に係る重点監督を実施する。

また、上記3に掲げる「賃金不払残業解消キャンペーン月間」においても、その実施に合わせて、重点監督を実施する。

6 賃金不払残業に係る事例の取りまとめ

賃金不払残業に係る今後の監督指導の状況を踏まえつつ、必要に応じて、賃金不払残業についての送検事例、是正事例等を収集・整理の上、取りまとめて公表する。

賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針

(平成15年5月23日付け基発第0523004号)

1 趣旨

賃金不払残業（所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせること。以下同じ。）は、労働基準法に違反する、あってはならないものである。

このような賃金不払残業の解消を図るためには、事業場において適正に労働時間が把握される必要があり、こうした観点から、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月6日付け基発第339号。以下「労働時間適正把握基準」という。）を策定し、使用者に労働時間を管理する責務があることを改めて明らかにするとともに、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等を具体的に明らかにしたところである。

しかしながら、賃金不払残業が行われることのない企業にしていくためには、単に使用者が労働時間の適正な把握に努めるに止まらず、職場風土の改革、適正な労働時間の管理を行うためのシステムの整備、責任体制の明確化とチェック体制の整備等を通じて、労働時間の管理の適正化を図る必要があり、このような点に関する労使の主体的な取組を通じて、初めて賃金不払残業の解消が図られるものと考えられる。

このため、本指針においては、労働時間適正把握基準において示された労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等に加え、各企業において労使が各事業場における労働時間の管理の適正化と賃金不払残業の解消のために講ずべき事項を示し、企業の本社と労働組合等が一体となつての企業全体としての主体的取組に資することとするものである。

2 労使に求められる役割

(1) 労使の主体的取組

労使は、事業場内において賃金不払残業

の実態を最もよく知るべき立場にあり、各々が果たすべき役割を十分に認識するとともに、労働時間の管理の適正化と賃金不払残業の解消のために主体的に取り組むことが求められるものである。

また、グループ企業などにおいても、このような取組を行うことにより、賃金不払残業の解消の効果が期待できる。

(2) 使用者に求められる役割

労働基準法は、労働時間、休日、深夜業等について使用者の遵守すべき基準を規定しており、これを遵守するためには、使用者は、労働時間を適正に把握する必要があることなどから、労働時間を適正に管理する責務を有していることは明らかである。したがって、使用者にあっては、賃金不払残業を起こすことのないよう適正に労働時間を管理しなければならない。

(3) 労働組合に求められる役割

一方、労働組合は、時間外・休日労働協定（36協定）の締結当事者の立場に立つものである。したがって、賃金不払残業が行われることのないよう、本社レベル、事業場レベルを問わず企業全体としてチェック機能を発揮して主体的に賃金不払残業を解消するために努力するとともに、使用者が講ずる措置に積極的に協力することが求められる。

(4) 労使の協力

賃金不払残業の解消を図るための検討については、労使双方がよく話し合い、十分な理解と協力の下に、行われることが重要であり、こうした観点から、労使からなる委員会（企業内労使協議組織）を設置して、賃金不払残業の実態の把握、具体策の検討及び実施、具体策の改善へのフィードバックを行うなど、労使が協力して取り組む体制を整備することが望まれる。

3 労使が取り組むべき事項

(1) 労働時間適正把握基準の遵守

労働時間適正把握基準は、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき具体的措置等を明らかにしたものであり、使用者は賃金不払残業を起こすことのないようにするために、労働時間適正把握基準を遵守

する必要がある。

また、労働組合にあっても、使用者が適正に労働時間を把握するために労働者に対して労働時間適正把握基準の周知を行うことが重要である。

(2) 職場風土の改革

賃金不払残業の責任が使用者にあることは論を待たないが、賃金不払残業の背景には、職場の中に賃金不払残業が存在することはやむを得ないとの労使双方の意識（職場風土）が反映されている場合が多いという点に問題があると考えられることから、こうした土壌をなくしていくため、労使は、例えば、次に掲げるような取組を行うことが望ましい。

- ① 経営トップ自らによる決意表明や社内巡視等による実態の把握
- ② 労使合意による賃金不払残業撲滅の宣言
- ③ 企業内又は労働組合内での教育

(3) 適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備

- ① 適正に労働時間の管理を行うためのシステムの確立

賃金不払残業が行われることのない職場を創るためには、職場において適正に労働時間を管理するシステムを確立し、定着させる必要がある。

このため、まず、例えば、出退勤時刻や入退室時刻の記録、事業場内のコンピュータシステムへの入力記録等、あるいは賃金不払残業の有無も含めた労働者の勤務状況に係る社内アンケートの実施等により賃金不払残業の実態を把握した上で、関係者が行うべき事項や手順等を具体的に示したマニュアルの作成等により、「労働時間適正把握基準」に従って労働時間を適正に把握するシステムを確立することが重要である。

その際に、特に、始業及び終業時刻の確認及び記録は使用者自らの現認又はタイムカード、ＩＣカード等の客観的な記録によることが原則であって、自己申告制によるのはやむを得ない場合に限られるものであることに留意する必要がある。

- ② 労働時間の管理のための制度等の見直しの検討

必要に応じて、現行の労働時間の管理のための制度やその運用、さらには仕事の進め方も含めて見直すことについても検討することが望まれる。特に、賃金不払残業の存在を前提とする業務遂行が行われているような場合には、賃金不払残業の温床となっている業務体制や業務指示の在り方にまで踏み込んだ見直しを行うことも重要である。

その際には、例えば、労使委員会において、労働者及び管理者からヒアリングを行うなどにより、業務指示と所定外労働のための予算額との関係を含めた勤務実態や問題点を具体的に把握することが有効と考えられる。

- ③ 賃金不払残業の是正という観点を考慮した人事考課の実施

賃金不払残業の是正という観点を考慮した人事考課の実施（賃金不払残業を行った労働者も、これを許した現場責任者も評価しない。）等により、適正な労働時間の管理を意識した人事労務管理を行うとともに、こうした人事労務管理を現場レベルでも徹底することも重要である。

(4) 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

- ① 労働時間を適正に把握し、賃金不払残業の解消を図るためには、各事業場ごとに労働時間の管理の責任者を明確にしておくことが必要である。特に、賃金不払残業が現に行われ、又は過去に行われていた事業場については、例えば、同じ指揮命令系統にない複数の者を労働時間の管理の責任者とすることにより牽制体制を確立して労働時間のダブルチェックを行うなど厳正に労働時間を把握できるような体制を確立することが望ましい。

また、企業全体として、適正な労働時間の管理を遵守徹底させる責任者を選任することも重要である。

- ② 労働時間の管理とは別に、相談窓口を設置する等により賃金不払残業の実態を積極的に把握する体制を確立することが

重要である。その際には、上司や人事労務管理担当者以外の者を相談窓口とする、あるいは企業トップが直接情報を把握できるような投書箱（目安箱）や専用電子メールアドレスを設けることなどが考えられる。

- ③ 労働組合においても、相談窓口の設置等を行うとともに、賃金不払残業の実態を把握した場合には、労働組合としての必要な対応を行うことが望まれる。

働く人が 活躍しやすい職場環境を目指して



長時間労働・
過重労働

職場の改善 労使で共に取り組みましょう
～労使で築く、明るい職場～



パワーハラスメント



賃金不払残業

厚生労働省では、過重労働や賃金不払残業などについて、相談、情報発信、監督指導等を行っています



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

現状の課題

1. 長時間労働・過重労働

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定が2年連続で増加するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあります。

2. 賃金不払残業

賃金不払残業は、労働基準法違反に当たりますが、これが未だに後を絶ちません。その原因として、使用者が始業・終業時刻を把握するなどの適正な労働時間管理を行っていないことなどが挙げられるところです。

3. 職場のパワーハラスメント

職場のパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。こうした問題を放置すれば、人は仕事への意欲や自信を失い、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があります。職場のパワーハラスメントをなくすことは、組織の活力につながります。

過重労働重点監督月間の結果

平成25年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に監督指導を実施しました。

【重点監督の結果のポイント】

重点監督の実施事業場：	5,111事業場
違反状況：4,189事業場（全体の82.0%）に、何らかの労働基準関係法令違反	
① 違法な時間外労働があったもの	2,241事業場（43.8%）
② 賃金不払残業があったもの	1,221事業場（23.9%）
③ 過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかったもの	71事業場（1.4%）

無料電話相談の結果（確報）

平成25年9月1日（日）に若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談を実施しました。

【実施結果（確報）のポイント】

【相談件数】 1,044件

主な相談内容（複数回答）

1. 賃金不払残業 560件（53.6%）

賃金不払残業の相談560件のうち、相談者が申し立てた賃金不払残業の態様は、

① 残業手当一切なし	191件 [34.1%]
② 労働時間の管理が不適切（一部不払）	112件 [20.0%]
③ 残業手当の定額払（一部不払）	104件 [18.6%]

賃金不払残業の相談560件のうち、相談者が残業手当の不払いがあるとして申し立てた時間外労働時間（1か月当たり）は、

① 20時間以上40時間未満	119件 [21.3%]
② 40時間以上60時間未満	113件 [20.2%]
③ 100時間以上	90件 [16.1%]

注：[]は560件に対する割合

2. 長時間労働・過重労働 416件（39.8%）

長時間労働・過重労働の相談416件のうち、相談者が申し立てた1か月の総時間外労働時間は、

① 月100時間を超える時間外労働に関する内容	176件 [42.3%]
② 月80時間超～100時間の時間外労働に関する内容	95件 [22.8%]
③ 月60時間超～80時間の時間外労働に関する内容	81件 [19.5%]

注：[]は416件に対する割合

3. パワーハラスメント 163件（15.6%）



1. 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止対策の徹底

(1) 時間外労働・休日労働時間の削減

- ▶ 時間外労働・休日労働の削減に努めましょう。
- ▶ 時間外・休日労働協定の締結に当たっては、その内容が限度基準^{*}に適合したものとする必要があります。
- ▶ 月45時間を超える時間外労働が可能な時間外・休日労働協定であっても、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

※「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

(2) 年次有給休暇の取得促進

- ▶ 事業者は、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用等により、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

(3) 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ▶ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ▶ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対しては、医師による面接指導等を実施するとともに、労働者の健康障害を予防するための対策を立て、実行しましょう。



2. 賃金不払残業の解消

(1) 労働時間を適正に把握しましょう。

(2) 職場風土を改革しましょう。

- ▶ 経営トップ自らによる決意表明や社内巡視等による実態の把握
- ▶ 労使合意による賃金不払残業撲滅の宣言
- ▶ 企業内または労働組合内での教育 など



(3) 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

- ▶ 社内アンケートの実施等により賃金不払残業の実態を把握した上で、関係者が行うべき事項や手順等を具体的に示したマニュアルを作成する など

(4) 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確にするとともに、チェック体制を整備しましょう。

- ▶ 労働時間を適正に把握するための責任者を明確にするとともに、複数の者を労働時間の管理の責任者とすることにより、ダブルチェックを行う など

3. 職場のパワーハラスメントの予防と解決

(1) 職場のパワーハラスメントを予防するために

- ▶ 「職場のパワーハラスメントはなくすべきである」ということをトップのメッセージとして明確に示しましょう。
- ▶ 就業規則にパワーハラスメントの防止についての規定を設けたり、労使協定を締結するなどルールを決めましょう。
- ▶ 従業員アンケートを実施するなどにより実態を把握しましょう。
- ▶ 管理職や一般職員を対象とした職場のパワーハラスメントに関する研修・教育を実施しましょう。
- ▶ 職場のパワーハラスメント防止に向けての組織の方針や取組について、周知・啓発を実施しましょう。



(2) 職場のパワーハラスメントを解決するために

- ▶ 相談・苦情処理窓口を設置したり、職場の対応責任者を決めるなど、職場のパワーハラスメントについての相談や解決の場を設置しましょう。
- ▶ 行為者に対する再発防止研修を行うなど、再発防止のための取組を行いましょう。

事業主の方からのご相談はこちら

36協定の締結・届出や割増賃金の支払いなど、労働基準法等に関するご相談は・・・

お近くの労働基準監督署または都道府県労働局監督課にご相談ください（開庁時間 平日8:30～17:15）。

全国労働基準監督署の所在案内

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

都道府県労働局所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

労働時間制度や年次有給休暇取得など、労働時間等の設定の改善に関するご相談は・・・

「働き方・休み方改善コンサルタント」が、労働時間、休暇・休日等に関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けたアドバイスを無料で行っています。

お近くの都道府県労働局監督課（東京、愛知、大阪労働局は労働時間課）にお問い合わせください。

労使のトラブルに関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にある総合労働相談コーナーにご相談ください。

総合労働相談コーナーのご案内

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

働く方からのご相談等ははこちら

賃金不払残業や長時間・過重労働など、労働基準法等に関するご相談は・・・

事業場を管轄する労働基準監督署または都道府県労働局監督課にご相談ください（開庁時間 平日8:30～17:15）。また、労働基準関係情報メール窓口でも労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

全国労働基準監督署の所在案内

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

都道府県労働局所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

労働基準関係情報メール窓口

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html

労働条件、いじめ・嫌がらせ、募集・採用など、労働問題に関するあらゆる分野についてのご相談は・・・

お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にある総合労働相談コーナーにご相談ください。

総合労働相談コーナーのご案内

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

職場のパワーハラスメントに関する情報はこちら

ポータルサイト「あかるい職場応援団」

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

